

第 1 章

計画の基本的な事項

1. 計画の趣旨・背景

本市では平成 22（2010）年 3 月に「西宮市食育推進計画」、平成 25（2013）年 3 月に「西宮市食育・食の安全安心推進計画」を策定し、家庭や地域、行政、関係機関等が一体となって食育に取り組んできました。その成果として、食育イベントの参加者数の増加、食育に関わる飲食店等の増加、農業や食文化等の体験機会の充実等がみられます。

しかしながら、依然として朝食欠食や孤食、不規則な食事等による生活習慣病有病者の増加等の健康と食に係る課題があります。また、食中毒事件や食品への異物混入等の事案発生や食に関する様々な情報が氾濫する中で消費者の食に対する不安や不信感が高まる傾向にあります。加えて、社会環境の変化や家族形態が多様化し、こうした家庭の生活環境が食育の実践に与える影響についても考慮する必要性が高まっています。

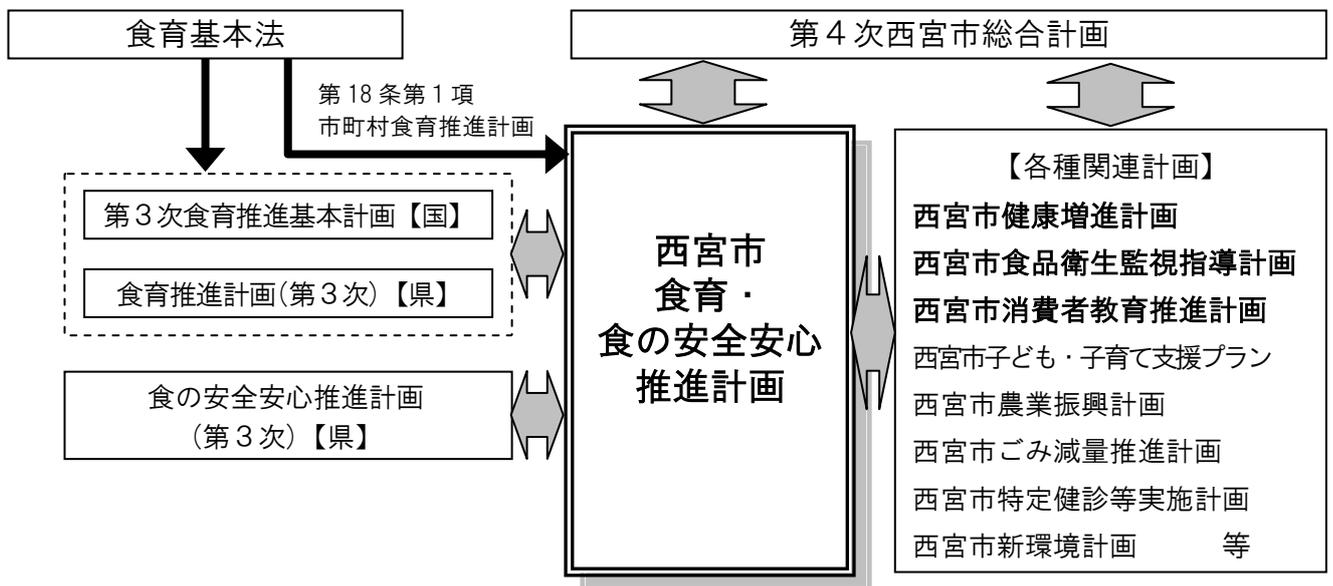
国では平成 28（2016）年に「第 3 次食育推進基本計画」を、県では平成 29（2017）年に「食育推進計画（第 3 次）」を策定し、これらの課題への対応を強化し、食育の実践をより広げるための方策を打ち出しています。

このような状況を鑑み、本市においても食育・食の安全安心に関する施策をより総合的かつ計画的に推進するため、「西宮市食育・食の安全安心推進計画」の中間見直しを行いました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置づけられる計画です。

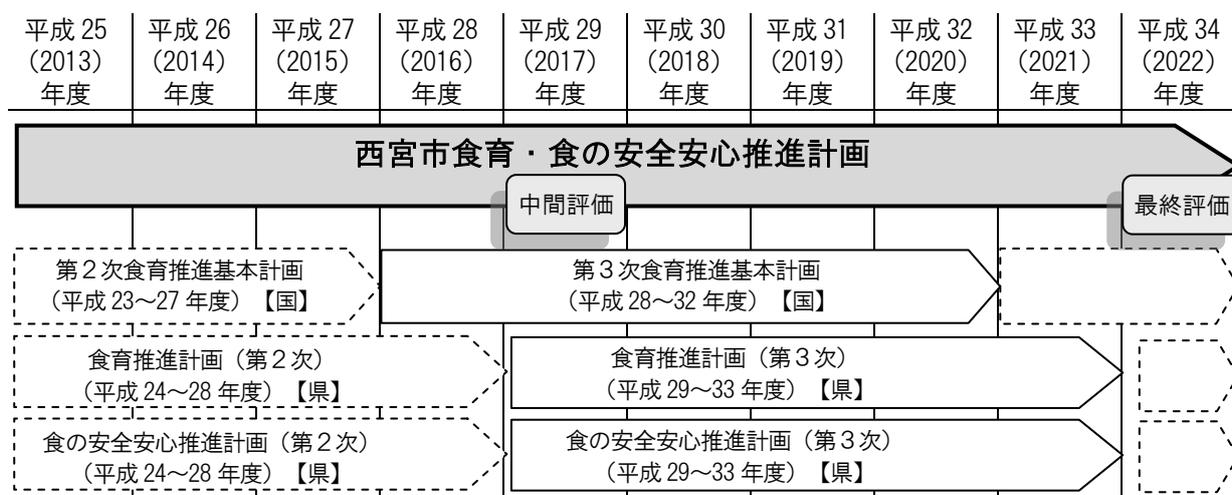
また、「第 4 次西宮市総合計画」を上位計画とし、「西宮市健康増進計画」「西宮市食品衛生監視指導計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図るものとしてします。



3. 計画の期間

本計画は、平成 25（2013）年度から平成 34（2022）年度までの 10 年間を計画期間とし、平成 29（2017）年度の間評価を踏まえて見直しを行ったものです。

なお、計画を推進する中で社会環境や経済情勢等に変化がある場合や、上位計画等の変更がある場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



4. 中間見直しの方法

中間見直しにあたっては、学識経験者や関係団体の代表、公募市民で構成する「西宮市食育・食の安全安心推進会議」において、本市の食育・食の安全安心を取り巻く現状や課題とともに、目標指標や具体的な取り組み等について検討・協議を行いました。

また、庁内組織としては、「庁内食育・食の安全安心推進会議」や「庁内食育・食の安全安心推進連絡会議」において、本計画の検証・評価や、食育・食の安全安心の推進に向けた基本方針を共有するとともに、施策・事業の整理、計画案の内容等について検討・協議を行いました。

さらに、「西宮市食育・食の安全安心推進会議」への公募市民の参画とともに、市民を対象とした食に関するアンケート調査や計画案に対するパブリックコメントを実施することで、より多くの市民の声を計画に反映するよう努めました。